

令和 2 年 度
事 業 計 画 (案)

目 次

1. 基本理念	1
2. 令和2年度松里福祉社会事業方針.....	1
3. 事業の概要	2
4. 評議員選任・解任委員会.....	2
5. 理事会・評議員会.....	3
6. 理事・監事・評議員.....	3
7. 理事・監事・評議員会議(日程及び議題).....	3
8. 年間行事予定.....	4
9. 人材確保	5
10. 人材の育成及び定着.....	5
11. 防災対策	5
12. 苦情解決	6
13. ボランティア育成.....	6
14. 開所日	7

1. 基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます。

2. 令和2年度松里福社会事業方針

現在、国においては「2025年問題」や「2040年問題」等への対応を含め、少子超高齢・人口減少社会に向けた社会保障・社会福祉の見直しが求められ、地域に暮らすすべての人々がそれぞれに役割を持ちながら、共に支えあい地域を創っていく「共生社会」の実現に向けた取り組みが進められております。

当法人は昭和60年の開設当初より、「知的障がいのある人の幸せのために」を理念とし、障がい当事者が社会を構成する一員としてかけがえのない役割を担う機会と場所の提供に努め、ご本人・ご家族の想いを大切に通所施設として地域での生活を支えて参りました。

現在、開設から35年が過ぎ、目まぐるしい法改正とともに利用者を取り巻く環境は大きく変化しており、法人として取り組むべき事柄は多岐にわたりますが、今後も変わりなく利用者一人ひとりの意思と課題、ニーズに応じた個別支援の充実や送迎の拡大など日中活動の拡充を図ります。また、地域で安心して暮らし続けるためのグループホームや短期入所、相談支援の整備・充実、それを支える人材の確保・育成を継続的に推進し、誰もが自分らしく地域で暮らせる社会の実現を目指します。

さらに、加齢や重度化に伴い変化するニーズに適応した住環境整備として日中サービス支援型グループホームを推進し、地域におけるより安全で安心した生活の継続・充実を図るとともに、今後も障がい当事者の豊かな生活につなげられるよう、地域の必要性に応える社会福祉法人として複合的な事業展開をしていく中で、効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化を図ります。

大規模修繕の時期を迎えている各事業所については、ライフステージの変化に対応可能な設備導入も含め、コンサルティングを活用し計画的に取り組むとともに、東日本大震災や近年の風水害の大規模化を踏まえ、法人における新たな防災計画策定に取り組んで参ります。

3. 事業の概要

- ① 利用者が安心・安定して地域で生活を送るための基盤的事業として、グループホーム、短期入所事業の整備・拡大を進める。その方法については、法人の経営資金の負担を抑える建貸し方式による整備とし、他事業との連動した円滑な運営につなげる。
- ② 地域活動センターの吸収を含めた生活介護や放課後デイサービス等、地域の必要性に応じた事業運営について検討し整備に取り組む。また、廃止が見込まれる食事提供体制加算や、推進するグループホーム整備に対応し得る新たな食事提供体制として、セントラルキッチン等の必要性に応じた事業についても調査・研究し、整備に取り組む。
- ③ 各施設の大規模な修繕にあたり、入浴サービス等、新たなニーズに対応する設備の設置と施設全体のバリアフリー化ならびに大規模地震等に備えた耐震改修工事をコンサルタントによる中長期計画に沿って効率的・合理的に進める。
- ④ 人材確保に向けたプロジェクトチームを再編し、求職者に直接訴求する採用活動について具体的に検討、実施する。また国が推進する働き方改革に合わせた多様な雇用・勤務形態を設定し、幅広く人材を求めている。
- ⑤ 人材育成と定着に注力することとし、各種研修を積極的に実施し職員の資質の向上をはかる。また、人材育成システムの具現化としてキャリアパスシステムを新たに構築・運用し、人事考課制度の導入に向けて取り組む。
- ⑥ 地震・風水害等の自然災害への対応マニュアルの見直しを行い、全職員が災害時には適切な対応ができるよう周知徹底を図るとともに、近隣の他法人及び地域住民との災害時の協力体制の強化に努める。また、福祉施設を対象とした事件・不審者対策も考慮し、防犯に係る安全の確保に努める。
- ⑦ 多様化・複雑化する福祉ニーズを包括的に対応することが求められていることから高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを調査研究する。
- ⑧ サービスの質の向上と利用者主体のサービスの提供を図るため、第三者評価の導入を検討する。

4. 評議員選任・解任委員会

定款業務の目的に従い、必要に応じて評議員の選任・解任について審議し、決定をする。

区 分	氏 名
監 事	木元 六郎
監 事	青木 武昭

区 分	氏 名
職 員	雑賀 直人
外部委員	笠木 崇

5. 理事会・評議員会

①理事会

法令及び定款を遵守し、定款業務の目的に従い、社会生活支援のための行事を計画決定し、事業を行なうとともに、理事の職務執行の監督をする。ただし、日常の軽易な業務は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

②評議員会

法令及び定款を遵守し、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、事後的に法人運営を監督する議決機関とする。

6. 理事・監事・評議員

令和2年4月1日 現在

理 事
安蒜 正己
並木 幸雄
岡田 吉夫
前田 勝子
小暮 利雄
町田 信行

監 事
木元 六郎
青木 武昭

評議員
日比野 豊
小暮 利夫
小嶋 功
嶋根 孝一
阿部 孝雄
高橋 功
中村 康子

7. 理事・監事・評議員会議(日程及び議題)

日 程	議 題
令和2年 5 月 日	令和元年度事業報告及び決算報告
令和2年 10 月 日	
令和3年 3 月 日	令和2年度補正予算及び令和3年度事業計画及び予算等

※その他、必要に応じて開催する。

8. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生	研修関係	職員親睦
4 月	新利用者歓迎式 4/6	ふれあい広場 (六実地区社協)		新任職員研修 スキルアップ研修 事例検討会	
5 月		福祉ショップ	精神科検診	事例検討会 法人研修	
6 月		ふれあい広場 (常盤平団地地区社協) 福祉ショップ	胸部レントゲン	全体研修	
7 月			内科検診	関東地区知的障害者 福祉協会職員研修会 全国施設長会議 スキルアップ研修	
8 月	夏季休業 8/13～8/15 納涼祭(第二わかば園)8/29)				暑気払い
9 月	千葉県ソフトボール大会 9/11～9/12 一泊旅行 秋祭り(小金わかば苑)9/26			生産活動・就労支 援部会職員研修会	
10 月	スポーツのつどい 10/1 一泊旅行(各施設)	ふれあい広場 (小金地区社協)		知的障害関係 全国大会 法人研修	
11 月	わかばフェスティバル (わかば園) 11/14	ふれあいフェスティバル ふれあい広場 (常盤平地区社協)	予防接種	事例検討会 全国日中活動支援 部会	
12 月	さわやか芸能発表会 12/8 冬季休業 12/29～1/3	福祉ショップ		事例検討会	忘年会
1 月	始業 4 日	福祉ショップ		千葉県知的障害者福 祉協会施設長研修 全体研修	
2 月		手をつなぐ作品展 福祉バザー	内科検診 職員健康診断	自立支援セミナー	
3 月		福祉ショップ		新任職員研修	

9. 人材確保

(1) 目的

利用者の充実した生活及び法人の安定した事業運営・拡大に対応するための人材確保に取り組む。

(2) 内容

- ①若手職員を中心とするプロジェクトチームを再編し、企画・運営への参画を推進するとともに必要に応じて予算を執行する。
 - 1) 就職フェアへの出展・募集媒体の活用
 - 2) インターンや施設見学等の企画・提案・運営
 - 3) 法人ウェブページ等の情報発信ツールの提案・見直し
- ②実習生や見学、ボランティア等の積極的受入れ及びフォローアップに伴い、直接的な求人アプローチにつなげ、各事業所特性に合った人材確保を推進する。
 - 1) 魅力ある職場づくりの実践
 - 2) 実習生や見学等の拡充及び学生のニーズにあった企画の提案・実施
 - 3) 法人ウェブページ等による広報の充実
- ③地域において障害福祉の啓発活動を実施し、障がい者への認知を上げるとともに若年層への魅力発信を行い、障害福祉への意識改革を図る。
 - 1) 教育機関との連携を推進
 - 2) 施設見学及び職場体験等の機会提供及び福祉職の魅力発信の実施

10. 人材の育成及び定着

(1) 目的

職員の資質の向上を図り、サービスの質の向上につなげるとともに職員の定着に向けた取り組みを行う。

①育成

- 1) 法人内の統一した研修及び外部講師を招いての研修
- 2) 新たなキャリアパスの導入、人事考課システムの構築

②定着

- 1) 魅力ある職場となるような「働き方改革」の推進
- 2) 事業拡大、社会情勢に適した新たな雇用・勤務形態の提案

11. 防災対策

(1) 目的

地震・風水害等の自然災害時にも全職員が適切に対応し、利用者の安全確保につなげられるよう、ご家族及び地域との連携を推進することで、有事においても最善の対応が円滑にできるように準備を進める。

(2) 内容

- 1) 災害時対応マニュアルの見直しと周知徹底
- 2) 近隣の他法人及び地域住民との災害時の協力体制の推進

1 2. 苦情解決

(1) 目的

法人の経営する施設が提供する福祉サービスに係わる苦情解決について、適切な対応を図り、施設利用者及び家族の信頼に応えるとともに、福祉サービスの向上に努めることを目的とする。福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行う。
- ③ 苦情解決にあたり社会性や客観性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立的な立場にある苦情相談員を置く。

(3) 苦情解決責任者・苦情受付担当者

苦情受付担当者は各施設 2 名、苦情解決責任者は各施設の施設長とする。

(4) 苦情相談員（第三者委員）

杉浦 正八

飯生 晴美

関根 恵子

1 3. ボランティア育成

(1) 目的

人が人を支える社会福祉という組織活動は、マンパワーが最も必要かつ重要であるが、それには相手の立場に立って物事を考えることができ、心情に対し心配りのできる思いやりの精神を持った人が相応しいと考える。このような人材を育成するために、学生を中心に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的に働きかけ、将来の福祉の担い手の養成を目的とする事業を法人として推進する。

具体的な方法については各施設単位で取り組むことを基本とし、必要に応じて法人全体で行うことにより、人材育成に寄与することを目的とする。

1 4. 開所日

(1) 生活介護

(わかば園、第二わかば園、小金わかば苑、ワーク・ライフ まつさと)

開所日 247 日

4月 22日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 昭和の日	5月 19日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 憲法記念日 みどりの日 こどもの日 振替休日	6月 22日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月 21日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 海の日 スポーツの日	8月 18日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 山の日 夏休み 夏休み 夏休み	9月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 敬老の日 秋分の日
10月 22日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 文化の日 勤労感謝の日	12月 21日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 冬休み 冬休み 冬休み
1月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 元日 成人の日	2月 19日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 建国記念の日 天皇誕生日	3月 23日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 春分の日

(2) 就労継続B型

(こころば まつさと、ワーク・ライフ まつさと)

開所日 241 日

4月 21日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 昭和の日	5月 18日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 憲法記念日 みどりの日 こどもの日 振替休日	6月 22日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月 21日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 海の日 スポーツの日	8月 18日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 山の日 夏休み 夏休み 夏休み	9月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 敬老の日 秋分の日
10月 22日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11月 19日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 文化の日 地方自治の日	12月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 冬休み 冬休み 冬休み
1月 19日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 元日 冬休み 成人の日	2月 18日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 建国記念の日 天皇誕生日	3月 23日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 春分の日

令和 2 年度
わかば園支援事業計画

目 次

1.	施設運営の指針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	利用者状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	日中活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	防災計画・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5.	苦情解決について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6.	サービス向上について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7.	家族との関係・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8.	地域との交流・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9.	ボランティア育成・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10.	実習生（支援者）の受け入れ・・・・・・・・	8
11.	職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・	9
12.	職員会議・・・・・・・・・・・・・・・・	10
13.	支援形態・・・・・・・・・・・・・・・・	10
14.	日課・・・・・・・・・・・・・・・・	11
15.	年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1. 施設運営の指針

わかば園では利用者やご家族の高齢化が著しく、弊害として、利用者の体力の衰えはもちろん、病気の発症が上げられます。特に 50 歳を超えた利用者においては、周囲が病気に気づいたときは、重篤な状態になっていることが少なくありません。そのような事態をなるべく避けるためには、職員一人ひとりに、物事の状況を客観的に注意深く見る観察力が必要です。観察力をもって利用者と向き合い、場面ごとに注意を払えば、病気の早期発見にもつながり、わかば園全体の健康維持に役立ちますので、職員全体で今まで以上に観察スキルを高める努力をします。

高齢化による弊害の二つ目として、出席率の低下があります。体力が衰え、体調を崩しやすいことから、年々出席率が低下しており、介護報酬が日々単価である現在は、経営面での不安材料の一つです。少しでも安定した経営を考えるのならば、新規の利用者を受け入れる環境を整える必要があると考えます。そこで、特別支援学校に働きかけることはもちろんですが、活動内容を高齢者向けと若年層向けに分けて提供するなど、工夫をすることで出席率アップにつながり安定経営ができるようになるのではと思いますので、具体的な取り組みを検討します。

また、ご家族の高齢化も著しいわかば園では、ご家族の様々な不安を軽減することも業務の一つと捉え、相談支援事業所と連携を図り情報収集に努め、問題解決に向けた具体案を提示できるようにしていきます。

近年の人材難については、実習生や学生ボランティアを積極的に受け入れ、個人の満足感や達成感を充足し、法人や施設への興味につなげていきます。また、職員個々の研鑽による支援レベルと意識の向上を図ることにより、若い世代がここで働きたいと思える魅力的な職場づくりを目指します。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要性に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任をもって支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男 性	女 性	合 計
18歳～20歳未満	0	0	0
20歳～25歳未満	3	0	3
25歳～30歳未満	7	1	8
30歳～35歳未満	5	6	11
35歳～40歳未満	1	1	2
40歳～45歳未満	6	4	10
45歳～50歳未満	7	3	10
50歳～55歳未満	8	3	11
55歳～60歳未満	3	1	4
60歳～65歳未満	2	0	2
合 計	42	19	61

(2) 障害支援区分

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未済	合計
人 数	0	0	0	3	16	42	0	61

令和2年4月1日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

① 作業活動の目的

施設利用者の社会参加と自己実現を図るための活動の一つとする作業は、社会的に何らかの生産性があるか、または、やがてそれに結び付けられる支援を行なう。また、支援にあたっては本人の選択、決定を重んじ、活動そのものの社会化を図る。

② 作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動

※ 4) 以外の基本方針については利用者の個別ニーズに応じる

③作業活動の支援形態

基本的作業種は、陶芸、縫製、環境整備、受注（箸入れ・パッカー・カプセルトイ等）などとする。

支援形態（集団）については、基本的にはグループを設けるが、活動においてはあくまでも個々のニーズに応じたものとする。

④作業収益金

生産活動にかかる事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額の範囲内で、工賃を支払う。

（２）生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、さまざまな場面で楽しみを広げる活動とする。この支援にあたっても、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1) 利用者個々の主体的意思や状態に応じたプログラムの用意。
- 2) 生活技能の獲得を中心としない。

③支援

- 1) 基本的生活領域（食事・排泄・更衣・入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理・洗濯・掃除）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用・旅行・金銭等）
- 4) これからの生活活動を、利用者がより豊かにできるようにするための支援を心がけ、その都度形態を検討していく。
（支援の中で生活技能学習中心とならないよう注意する。）

（３）文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心をもてるよう支援する。

②方針

- 1) 収益性を目的とした工芸や織物等は含まない。
- 2) 本人らしさを尊重し、内容やその方法を工夫する。

③支援

- 1) 音楽（楽器演奏・踊り・カラオケ等）
- 2) 創作（季節行事に合わせた制作活動等）
- 3) 鑑賞（映画・音楽等）
- 4) 美術工芸（絵画、陶芸、オブジェ等）

（４）健康運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 日々の健康観察をし、疾病の早期発見と予防及び怪我等の回避を目指す支援をする。
- 2) 積極的に体を動かす活動や個人にあった運動を取入れ、体力保持の支援をする。

3) 環境整備や保健衛生に努め、疾病の集団感染の防止となる支援をする。

③支援

- 1) 散策、プール、リトミック等
- 2) 機能的ハビリテーション

(5) 食事

①目的

適切な栄養摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、それに合った支援を心がける。
- 2) 「安全で、おいしく、楽しめる食事」を提供できるよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に関する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については、施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、その必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30分まで1,000円 それ以降30分毎に1,000円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援機関と連携を図り本人支援のためのサービスが創造できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の9:00～21:00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。

昼食時間を挟む場合は、利用者の希望により食事を提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関に依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

(3) 内容

- 1) 防災委員会の開催（年6回）
- 2) 避難誘導訓練 毎月1回
- 3) 救助訓練（避難誘導訓練に取り入れる）年2回
- 4) 消火訓練（消防機関に依頼・職員対象）年2回
- 5) 体験訓練（起震車・映画・講話等）年1回

(4) 年間予定表

避難誘導訓練：毎月

消火訓練：7月、11月

救助訓練・体験訓練：9月、3月

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた苦情・相談等について調査研究し、サービスの向上・改善を図る。
- ③ 社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ②事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

施設として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行なう。

(2) 内容

- ①施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ②家族支援（レスパイトサービス）についての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援場面において家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常のできる活動を通じて、地域の人々に働きかけることにより、施設利用者の円滑な社会生活の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

- ①広報、啓発活動としての広報誌の発行。
- ②作品等の展示即売の案内を行なう。
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行う。
- ④利用者の活動の社会化を図る。
- ⑤地域への必要に応じた可能な限りの設備や場所の開放

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生

等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行う。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行い、ボランティア育成を行う。
- ③イベントは各施設単独で行うのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行う。
また学生を主体に行うので、基本的には休日に行うこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。
- ⑤介護支援ボランティア制度を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護
の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定
を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよ
う指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の
理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識
した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点等に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業所間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJT および職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 各事業所による業務実態・課題の検証と、向上・改善への取り組みの報告

合同研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害支援区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
6 月 19 日	福祉のいままでとこれから (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター : 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点等を学ぶ	実習指導者及び実習指導者をめざす者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
1 月 22 日	障害福祉と地域共生社会 (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長補佐 コーディネーター : 研修担当	全体会
3 月	新任職員研修 (2)	1 年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員研修

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 勤務年数（以上・未満）の取り扱いについては、法人継続勤務年数として 4 月 1 日時点でのもの
3. 「各事業所の課題解決」については、取り組みの方法やスケジュールを各事業所にて検討・決定し、全体会（11 月）時点での成果（内容・結果）を発表する（職員研修担当からその都度の指示はない）
4. 「研究分科会」については、福祉専門職としての専門性の深化を図り個々のレベルアップにつなげるため、また、職員・事業所間のつながりを強化することを狙いとして、1 年にわたってテーマに沿った研究を進めていく
5. 研修会場については特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」、研究分科会は「ワーク・ライフ まつさと」を会場として行う
6. 「研究分科会」は職員研修担当が該当する対象者に事前にアンケートをとり、その回答内容を分析・グルーピングして研究テーマおよび所属分科会を決定する
7. 「プリセプターの育成」について、選拔者が実際にプリセプターとしての機能を果たせるかどうかは各事業所の職員配置状況等によるところであるが、今後の「職員育成」にかかわる中心的役割を担う者の育成という視点で研修を実施する

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

12. 職員会議

施設の使命を果たし、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営および個別支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

施設利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた日中活動全般の個々の支援計画を作成する。また、個別の支援計画に基づき、個々の支援内容を集約した上で、最小限のグループを形成し活動の基礎グループとする。ただし、利用者の活動内容や個々の支援計画によっては、基本グループに拘らず柔軟に対応する。また、家庭状況を踏まえ、状況に応じてバックアップできる体制を作る。

（1）日常生活活動グループ

利用者のもつ課題に対応するための個別支援計画を元に、以下の 5 つの基礎グループを編成する。

A グループ

個別生産及び集団生産を中心に活動し、また将来的な活動の移行等、個々のライフプランに沿った支援をする。

B グループ

生産活動及び日常生活をより自主的に行うための支援活動をする。

C グループ

個別な対応が必要な人を中心にグループ編成をし、個々に合ったプログラムで活動して、社会参加へと繋げる。

D グループ

活動全般を通して選択の機会を増やし、個別のプログラムの充実を目指すと共に、人との繋がり、社会との繋がりを大切にした支援をする。

EF グループ

活動全般を通して、個々の生活リズムの確立と情緒の安定を図ると共に、その人らしく、より豊かに生活できるように支援をする。また、個々の健康と安全に配慮し、自己実現や生活の幅の拡大を図る。

(2) クラブ活動グループ

利用者の社会的側面を考慮し、個別支援計画を元に、以下の3つのグループ編成をする。

①創作クラブ

②レクリエーションクラブ

③音楽クラブ

(3) サークル活動グループ

利用者へのより適応した活動を行うため、以下の2つのグループを編成する。

(月曜日～金曜日の15:00～15:40)

①器楽演奏サークル

②和太鼓サークル

14. 日課

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 8 : 4 0	職員打ち合わせ
8 : 4 0 ~ 9 : 3 0	利用者送迎・登園・更衣
9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0	ミーティング・
1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 5	日中活動 (運動等を含み、休憩は各グループで適宜取る)
1 1 : 4 5 ~ 1 3 : 0 0	昼食・昼休み
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	日中活動 (休憩は各グループで適宜取る)
1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 4 0	清掃・更衣等 帰宅準備
1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0	利用者送迎・降園 (状況に応じ柔軟な対応)

15. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生
4 月		福祉ショップ 六実地区社協バザー	身体測定
5 月		福祉ショップ	精神科健診 体重測定
6 月		福祉ショップ 常盤平団地地区社協バザー ふれあい広場	内科健診、体重測定 胸部 X 線
7 月			体重測定
8 月	夏季休暇 13～15 第二わかば園納涼祭 8/29		体重測定
9 月	千葉県障害者ソフトボール 大会 小金わかば苑秋祭り 9/26		体重測定
10 月	一泊旅行（3 回に分けて実施）	小金地区社協バザー	体重測定 内科健診
11 月	手をつなぐスポーツの集い わかばフェスティバル 11/14	障害者の日記念バザー ふれあい広場 常盤平地区社協バザー	体重測定 インフルエンザ予防 接種
12 月	さわやか芸能発表会 年末年始休暇 (12/29～1/3)	福祉ショップ	体重測定
1 月			体重測定
2 月		手をつなぐ作品展 福祉ショップ	体重測定
3 月		福祉ショップ	体重測定

※ 奇数月の第四月曜日 午前 あざみ会（家族会）

令和 2 年度
第二わかば園支援事業計画(案)

目 次

1.	施設運営の指針	2
2.	利用者状況	3
3.	日中活動支援	3
4.	防災計画	6
5.	苦情解決について	6
6.	サービス向上について	6
7.	家族との関係	7
8.	地域との交流	7
9.	ボランティア育成	7
10.	実習生（支援者）の受け入れ	8
11.	職員研修	8
12.	職員会議	10
13.	支援形態	10
14.	日課	11
15.	年間行事予定	12

1. 施設運営の指針

平成30年度から取り組み始めた日中活動プログラムの改正は順調に進んで来ているようで、施設全体の活動の幅が広がって来たように見受けられます。一方で開園して29年が経過し施設利用者の平均年齢が上がっていることから利用者自身の体調不良や疲れなどによる欠席が増加しています。同様に、養護者の高齢化は顕著になっており家族生活を維持、継続することそのものが困難になっている家庭も散見されます。一般的に知的障害者は加齢が早いと言われており、早老による体力の低下については十分な配慮を心がけ昨年同様に体力維持の取り組みを進めていくこととします。また主たる養護者である親族の高齢化が進んでおり、自宅での生活状況について配慮するものとします。また、日常生活において体調の変化や身体状況の悪化を訴えることが難しい利用者が多いことから施設内での日々のバイタルチェックを行いながら家庭との連携を図ります。

先に述べたとおり、日中活動においてはその見直しの結果日中活動の幅が広がるなどの一定の成果を示しています。今年度は個々のニーズ優先の活動となるように踏み込んで取り組むこととします。

今後も、利用者の意思決定支援を進める上での様々な経験の積み重ね、利用者個々の意思表示の支援と意思のくみ取りを一人ひとりに寄り添って行う事に注力すると共に、その意思を反映した活動に取り組む事とします。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要性に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任持って支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男 性	女 性	合 計
18歳～20歳未満	1	0	1
20歳～25歳未満	4	0	4
25歳～30歳未満	4	2	6
30歳～35歳未満	8	2	10
35歳～40歳未満	6	2	8
40歳～45歳未満	11	5	16
45歳～50歳未満	10	6	16
50歳～55歳未満	2	0	2
55歳～60歳未満	0	0	0
合 計	46	17	63

(2) 障害支援区分

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未済	合計
人 数	0	0	0	4	17	42	0	63

令和2年4月1日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

施設利用者の社会参加と自己実現を図るための活動の一つとする作業は、社会的に何らかの生産性があるか、または、やがてそれに結び付けられる支援を行なう。
また、支援にあたっては本人の選択、決定を重んじ、活動そのものの社会化を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動

※4) 以外の基本方針については利用者の個別ニーズに応じる

③作業活動の支援形態

基本的作業種は、陶芸・園芸・縫製・農耕・環境整備・自主生産・紙工芸・受注（ピンチ・角ハンガー・シール貼り・その他）などとする。

支援形態（集団）については、基本的にはグループを設けるが、活動においてはあ

くまでも個々のニーズに応じたものとする。

④作業収益金

生産活動にかかる事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当した金額を、工賃として支払う。

(2) 生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、さまざまな場面で楽しみを広げる活動とする。この支援にあたっても、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1)生活技能学習を中心とせず、本人のペースを大切にする。
- 2)利用者個々の主体的意見や状態に応じたプログラムの用意。

③支援

- 1) 基本的生活領域（食事・排泄・更衣・入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理・洗濯・掃除・宿泊体験等）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用・ドライブ・旅行・金銭等）
- 4) これからの生活活動を、利用者がより豊かにできるようにするための支援を心がけ、その都度形態を検討していく。
（支援の中で生活技能学習中心とならないよう注意する。）

(3) 文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心を持てるよう支援する。

②方針

- 1)収益性を目的とした工芸や織物等は含まない。
- 2)実践的な研究を念頭において、内容やその方法を工夫する。

③支援

- 1) 音楽（楽器演奏・踊り・カラオケ等）
- 2) 創作（絵画・陶芸等）
- 3) 鑑賞（映画・音楽等）

(4) 健康運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 個々の主体的意見や状態に応じた支援を心がける。
- 2) 集団にとらわれない。

③支援

- 1) ジョギング・散歩・ウォーキング・フィットネス等
- 2) 機能的リハビリテーション

(5) 食事

①目的

栄養管理を維持し、快適な食生活を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、それに合った支援を心がける。
- 2) 「おいしい食事」を提供できるよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に関する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については、施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、その必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30 分まで 1,000 円 それ以降 30 分毎に 1,000 円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援期間と連携を図り本人支援のためのサービスが創造できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の 9：00～21：00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。
昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関に依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

(3) 内容

- ①防災委員会の開催（年 6 回）
- ②避難誘導訓練 毎月 1 回
- ③救助訓練（避難誘導訓練に取り入れる）年 2 回
- ④消火訓練（消防機関に依頼・職員対象）年 2 回
- ⑤体験訓練（起震車・映画・講話等）年 1 回

(4) 年間予定表

避難誘導訓練：毎月

消火訓練：7 月、11 月

救助訓練・体験訓練：9 月、3 月

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ②受け付けた苦情・相談等について調査研究し、サービスの向上・改善を図る。
- ③社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③ 必要に応じ委員会を設置し、サービス向上に取り組む。

7. 家族との関係

(1) 目的

施設として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行なう。

(2) 内容

- ①施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ②家族支援（レスパイトサービス）についての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援場面において家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常のできる活動を通じて、地域の人々に働きかけることにより、施設利用者の円滑な社会生活の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

- ①広報、啓発活動としての広報の発行。
- ②作品等の展示即売の案内を行なう。
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行う。
- ④近隣地域行事への積極的な参加。
- ⑤利用者の活動の社会化を図る。

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行う。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。

- ②日中活動への参加及びイベントを行い、ボランティア育成を行う。
- ③イベントは基本的に各施設単独で行い、合理性、効率性を踏まえ必要に応じて合同で行う。また学生を主体に行うので、基本的には休日に行うこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成を目指す。また、一部研修の企画・運営に対して組織的に取り組み、今後の人材育成に対する意識の醸成と具体的体系づくりを図る。

実施する研修の形態については組織横断的なものを中心とし、多くの価値観や発想に触れる交流の中で、職員間のつながりと福祉専門職の基盤強化を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJT および職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 合同研修

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場として行う。
その他研修は参加人数等に応じて会場を決定する。
3. 「事例検討会」については、1 事例について 2 回の検討会を実施する。

合同研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害支援区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
6 月 19 日	福祉のいままでとこれから (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター : 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点等を学ぶ	実習指導者 及び実習指導者を目指す者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
1 月 22 日	障害福祉と地域共生社会 (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長補佐 コーディネーター : 研修担当	全体会
3 月	新任職員研修 (2)	1 年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員研修

4. 6月に実施する全体会については管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1月に実施する全体会については施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は、4月及び3月にそれぞれ実施する。

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から5年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する

12. 職員会議

施設の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営および個別支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

一日の活動を午前と午後に分け、それぞれに提供できる活動の中から利用者自身が選択し、活動をする。

活動種目については、あらかじめ利用者・家族・職員とで意見交換の場を持つ。そして、利用者の希望や適正、興味を考慮した上で継続して取り組めると思われる活動を決定する。その活動を柱に個別支援計画を作成し、利用者・家族に提示した上で説明を行なう。

その結果了解を得られたら、それに沿って実際の活動を提供し、支援を行なうこととする。

活動内容については、半年を経過した時点で見直しを行なうこととすると共に、利用者から変更の希望があった場合には、その時点で見直しを行なう。

具体的な活動内容は下記の通り。

（1）日常生活活動

- A 健康状態に十分配慮しながら人とのつながりを大切に、此処の安心と良好なコミュニティを基軸として活動を展開していくグループ
- B 特にメンタルに配慮が必要な人に対して、個々のペースや対人関係における距離感を尊重しながら新たに可能性を見つけていくグループ
- C 自閉症スペクトラム障害の特性に対応（アセスメントに基づき構造化した支援を提供）するグループ
- D 思いや希望を受け止めるためのコミュニケーションと関係性を基盤として、個々の特性を生かしながら積極的に新しいことにチャレンジしていくグループ
- E 活動が暮らしの基盤となるように、希望や必要性に応じたプログラムの充実を図るとともに、社会や人との関係性を大切にしたい支援を提供するグループ

(2) 作業活動

- ①自主生産活動：陶芸・紙工芸・縫製・園芸・農耕・ステンシル・ビーズ・パン作り
- ②受注活動：角ハンガー・ピンチ作り・シール貼り

(3) 文化運動活動

- ①音楽（カラオケ・ダンス）
- ②芸術（絵画）

(4) 健康維持活動

- ①ウォーキング
- ②プール
- ③健康体操

(5) 生活活動

- ①余暇活動
- ②調理活動
- ③地域奉仕活動

14. 日課

時 間	内 容
8：30～8：40	職員打ち合わせ
8：40～9：30	利用者登園
9：30～11：45	ミーティング・生活活動・作業活動 (休憩は各活動で適宜取る)
11：45～13：00	昼食・昼休み
13：00～15：40	生活活動・作業活動 (更衣等を含み、休憩は各活動で適宜取る)
15：40～16：00	降園 (状況に応じ柔軟な対応)

※基本的には奇数月の第四金曜日 午前 あざみ会

15. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生
4 月			身体測定
5 月		福祉ショップ	胸部 X 線、体重測定
6 月		福祉ショップ	内科検診、 体重測定 検便・検尿
7 月			体重測定
8 月	夏期休暇 13～15 第二わかば園納涼祭 8/29		体重測定
9 月	千葉県障害者ソフトボール大会 手をつなぐスポーツのつどい 小金わかば苑秋祭り 9/26		体重測定
10 月	一泊旅行	小金地区社協バザー	体重測定 精神科検診
11 月	わかばフェスティバル 11/14	障害者の日記念バザー 常盤平社協バザー	体重測定
12 月	さわやか芸能発表会 年末年始休暇（12/29～1/3）	福祉ショップ	体重測定
1 月		福祉ショップ 手をつなぐ作品展	体重測定
2 月			体重測定、 内科検診
3 月		福祉ショップ	体重測定

令和 2 年度
小金わかば苑支援事業計画

目 次

1.	施設運営の指針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	利用者状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	日中活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	防災計画・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5.	苦情解決について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6.	サービス向上について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.	家族との関係・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8.	地域との交流・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9.	ボランティア育成・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10.	実習生（支援者）の受け入れ・・・・・・・・	8
11.	職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・	8
12.	職員会議・・・・・・・・・・・・・・・・	10
13.	支援形態・・・・・・・・・・・・・・・・	10
14.	日課・・・・・・・・・・・・・・・・	11
15.	年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1. 施設運営の指針

小金わかば苑は平成9年7月の開所以来、「本人の主体性を大切にし、地域での暮らしを支える」ことを使命として支援に努め、今年で23年目を迎えます。当時は先のことを考えていた高齢化や親亡き後の支援についても現実的な課題となってきました。

特に加齢に伴う健康面の変化や、本人を取り巻く環境変化によって生まれる、不安、家族間で抱える課題の変化、加えて昨今では、感染症やいつ起こるかわからない自然災害への対策など、その課題は多岐にわたります。

私たちはその一つひとつに迅速に対応するために、情報の共有と本人理解に努め、常に最善の支援を問い、考え、実践し、ニーズ変化に伴い見直し、適時追加・改善していく取り組みを継続することで、本人の地域での暮らしを変わりなく支えていきます。

また、より良い福祉を実践していくための推進力となる職員の育成と人材の定着を目指し、職員同士がお互いに切磋琢磨して自己覚知・自己研鑽し合うことで、より多様な価値観と専門性を持った職員として向上できるよう、施設内外での取り組みを実践し、風通しの良い施設として、より魅力的な職場環境づくりをすすめていきます。

さらに、実習生やボランティア、見学・体験等を積極的に受入れ、地域住民との交流や公共資源の利用により時間を共にする中で、地域社会における心のバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指します。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要性に応じたサービス・細心の配慮を行なうことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切に、利用者の生活を誠実に責任を持って支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男 性	女 性	合 計
18歳～20歳未満	0	0	0
20歳～25歳未満	2	2	4
25歳～30歳未満	4	1	5
30歳～35歳未満	7	2	9
35歳～40歳未満	13	5	18
40歳～45歳未満	9	6	15
45歳～50歳未満	7	2	9
50歳～55歳未満	1	0	1
55歳～60歳未満	0	0	0
合 計	43	18	61

(2) 障害支援区分

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未済	合計
人 数	0	0	0	0	25	36	0	61

令和2年4月1日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

施設利用者の社会参加と自己実現を図るための活動の一つとする作業は、社会的に何らかの生産性があるか、やがてそれに結び付けられる支援を行なう。

また支援にあたっては本人の選択、決定を重んじ、活動そのものの社会化を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動

※④以外の基本方針については利用者の個別ニーズに応じる。

③作業活動の支援形態

基本的作業種は、陶芸・園芸・縫製・農耕・受注（リサイクル教材の分別・加工製品組み立て・ウォーターサーバーの部品洗浄）などとする。

支援形態（集団）については、基本的にはグループを設けるが、活動においてはあくまでも個々のニーズに応じたものとする。

④作業収益金

生産活動にかかる事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当した金額を工賃として支払う。

(2) 生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、様々な場面において本人の関心に注視して楽しみを広げる活動とし、この支援にあたっては、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1) 生活技能学習を中心とせず、本人のペースを大切にする。
- 2) 利用者個々の主体的意見や状態に応じたプログラムの用意。

③支援

- 1) 基本的生活領域（食事・排泄・更衣・入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理・洗濯・掃除・宿泊体験等）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用・ドライブ・旅行・金銭等）
- 4) これからの生活を利用者がより豊かに送れることができるようにするための支援を心がけ、その都度形態を検討していく。
（支援の中で生活技能獲得が中心とならないよう注意する）

(3) 文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心を持てるよう支援する。

②方針

- 1) 収益性を目的とした工芸や織物等は含まない。
- 2) 実践的な研究を念頭において、内容やその方法を工夫する。

③支援

- 1) 音楽（楽器演奏・踊り・カラオケ等）
- 2) 創作（季節行事に合わせた制作活動・調理・貼り絵等）
- 3) 鑑賞（映画・音楽等）
- 4) 美術工芸（絵画、陶芸、オブジェ等）

(4) 健康運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 個々の主体的意見や状態に応じた支援を心がける。
- 2) 集団にとらわれない。

③支援

- 1) ジョギング・ウォーキング・フィットネス・健康体操・ストレッチ等
- 2) 機能的リハビリテーション

(5) 食事

①目的

適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、それに合った支援を心がける。
- 2) 「安全で、おいしく、楽しめる食事」を提供できるよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に関する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信
- 5) 給食試食会及び見学会の開催

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については、施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、障害特性上、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30 分まで 1,000 円 それ以降、30 分毎に 1,000 円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援期間と連携を図り本人支援のためのサービスが提供できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者。

3) 実施時間

原則として施設開所日の 9：00～21：00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。また、昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関に依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

(3) 内容

- | | |
|---------------------|----------|
| ①防災委員会の開催 | : 年 6 回 |
| ②避難誘導訓練 | : 毎月 1 回 |
| ③救助訓練（避難誘導訓練にとりいれる） | : 年 2 回 |
| ④消火訓練（消防機関に依頼・職員対象） | : 年 2 回 |
| ⑤体験訓練（起震車・映画・講話等） | : 年 1 回 |

(4) 年間予定表

- | | |
|-----------|---------|
| 避難誘導訓練 | : 毎月 |
| 消火訓練 | : 年 2 回 |
| 救助訓練・体験訓練 | : 年 2 回 |

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ②受け付けた苦情・相談等について調査研究し、サービスの向上・改善を図る。
- ③社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ②事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

施設として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行なう。

(2) 内容

- ①施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ②家族支援(レスパイトサービス)についての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援場面において家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常のできる活動を通じて、地域の人々に働きかけることにより、施設利用者の円滑な社会生活の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

- ①広報、啓発活動としての広報の発行。
- ②作品等の展示即売の案内を行なう。
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行なう。
- ④利用者の活動の社会化を図る。
- ⑤近隣地域行事への積極的な参加と可能な範囲での設備、場所の開放。

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行ない、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行なう。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動及びイベントへの参加を行ない、ボランティア育成を行なう。
- ③イベントは各施設単独で行なうのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行なう。
また、学生を主体に行なうので、基本的には休日に行なうこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気づきや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行なう
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成を目指す。また、一部研修の企画・運営に対して組織的に取り組み、今後の人材育成に対する意識の醸成と具体的体系づくりを図る。

実施する研修の形態については組織横断的なものを中心とし、多くの価値観や発想に触れる交流の中で、職員間のつながりと福祉専門職の基盤強化を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行なう研修会
- 2) OJT および職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 合同研修

合同研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害支援区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
6 月 19 日	福祉のいままでとこれから (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター: 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点等を学ぶ	実習指導者 及び実習指導者を目指す者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
1 月 22 日	障害福祉と地域共生社会 (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長補佐 コーディネーター: 研修担当	全体会
3 月	新任職員研修 (2)	1 年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員研修

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場として行なう。
その他研修は参加人数等に応じて会場を決定する。
3. 「事例検討会」については、1 事例について 2 回の検討会を実施する。
4. 6 月に実施する全体会については管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1 月に実施する全体会については施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は、4 月及び 3 月にそれぞれ実施する。

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から5年以内の職員）

計画的に職員の交流を行なうことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行なう。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

12. 職員会議

施設の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営および個別支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

施設利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた日中活動全般の個々の支援計画を作成して利用者の支援活動を行なう。ただし、利用者の活動内容によっては柔軟に対応し、ニーズ変化に応じて適時、個別支援計画も修正し、本人及び家族と共有する。

またその過程においては、実践し、必要に応じて家族や他の福祉サービスと連携して、る。また、家庭状況を踏まえ、状況に応じてバックアップできる体制を作る。

（1）日常生活活動グループ

Aグループ

利用者にとってより良い環境設定を心がけ、安心かつ安定した生活が得られるように支援する。

Bグループ

人との関わりを好む利用者のコミュニケーション能力を活かしながらQOL向上に重点を置いて支援する。

Cグループ

各個人の特性に配慮すると同時に、その強みを活かした支援をし、社会参加につなげる。

Dグループ

社会的自立のために必要なスキルの維持・向上に努め、個々の状況に合わせながら将来的なライフプランに沿った支援をする。

Eグループ

生活のリズムの安定・精神的安定・健康面への配慮に努め、活動を通して選択の機会を設け、主体性のある生活に向けた支援をする。

(2) 作業活動

- ①陶芸
- ②縫製
- ③農園芸
- ④受注
- ⑤自立課題への取り組み

(3) 文化運動活動

- ①音楽
- ②スポーツ
- ③創作
- ④フィットネス・ストレッチ

(4) 生活活動

- ①余暇活動
- ②地域奉仕活動

14. 日課

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 8 : 4 5	職員打ち合わせ
9 : 0 0 ~ 9 : 3 0	利用者登苑
9 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5	ミーティング・生活活動・作業活動 (休憩は各活動で適宜取る)
1 1 : 4 5 ~ 1 3 : 0 0	昼食・昼休み
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 4 0	生活活動・作業活動 (更衣等を含み、休憩は各活動で適宜取る)
1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0	降苑 (状況に応じ柔軟な対応)

※毎週金曜日 午前 クラブ活動 ・ 午後 グループ活動

15. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生
4 月	新利用者歓迎式 4/5	福祉ショップ	身体測定 バイタルチェック
5 月	B B Q & スポーツ大会 (父親懇親会共催)	福祉ショップ	精神科検診 体重測定
6 月		福祉ショップ ふれあい広場 常磐平地区社協バザー	胸部X線 内科検診 体重測定
7 月			体重測定 バイタルチェック
8 月	夏期休暇 8/13～15 城町町会祭り (参加) 小金宿祭り (参加) 第二わかば園納涼祭 8/29		体重測定
9 月	千葉県障害者ソフトボール大会 9/11～12 小金わかば苑秋祭り 9/26		体重測定
10 月	手をつなぐスポーツの集い 10/1 一泊旅行	福祉ショップ 小金地区社協バザー	体重測定 内科検診
11 月	一泊旅行 わかばフェスティバル 11/14 日帰り旅行	障害者の日記念バザー ふれあい広場 常磐平地区社協バザー	体重測定 バイタルチェック 予防接種
12 月	さわやか芸能発表会 12/8 年末年始休暇 12/29～1/3	福祉ショップ 障害者週間 PR バザー	体重測定 血液検査
1 月	成人を祝う会 餅つき大会	福祉ショップ	体重測定
2 月	ボランティア感謝祭	手をつなぐ作品展 福祉ショップ	体重測定
3 月		福祉ショップ	体重測定

* 奇数月の第四木曜日 午前 あざみ会 (家族会)

令和2年度

ワーク・ライフ まつさと支援事業計画(案)

目 次

1. 施設運営の指針.....	1
2. 利用者状況	2
3. 日中活動支援	3
4. 防災計画	6
5. 苦情解決について.....	7
6. サービス向上について.....	7
7. 家族との関係.....	7
8. 地域との交流	7
9. ボランティア育成.....	8
10. 実習生（支援者）の受け入れ.....	8
11. 職員研修	9
12. 職員会議	10
13. 支援形態	10
14. 日課	11
15. 年間行事予定表（生活介護・就継B）	12

1. 施設運営の指針

ワーク・ライフまつさとは平成 23 年の開所以来、生産活動・作業活動を中心に据えた多機能型事業所として日中活動を展開し、施設を利用する方それぞれが生産・作業活動に携わり、生産・作業活動を通じた社会参加を進め、知的障害のある利用者一人ひとりが社会を支える市民として生きることが出来るように支援をすすめております。

工賃とは障がいのある人たちの社会参加を示す指標であり、工賃向上は就労継続支援 B 型事業所としての使命でもあることから、利用者の状況、適性にあった作業を取り入れ、安定的、継続的な活動を提供し、工賃向上の取り組みをすすめていかなければならないと考えます。生活介護においても、作業活動を通して得られる達成感を大切にし、一人ひとりのエンパワメントを高め、活躍の機会を広げ、どんなに厳しい障害があっても一人ひとりが何らかの工程に携わり、周囲との協調のもとに、自己有用感を高めることができるよう取り組んでまいります。

幅広い年齢層の多様な利用者のニーズに寄り添い、住み慣れた地域の中で自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るよう、事業所としてサービスの質を向上させ、他機関とも連携し、暮らしを支えるサービスを提供してまいります。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ①松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ②本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行ない、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に、責任を持って支えていきます。
- ④地域のマンパワーの活用・人材育成を行ない、開かれた施設を目指します。
- ⑤地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供して行きます。
- ⑥権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

〈生活介護〉

年齢	男性	女性	合計
18 歳～20 歳未満	1	1	2
20 歳～25 歳未満	8	0	8
25 歳～30 歳未満	5	1	6
30 歳～35 歳未満	3	0	3
35 歳～40 歳未満	1	0	1
40 歳～45 歳未満	3	0	3
45 歳～50 歳未満	1	0	1
50 歳～55 歳未満	0	0	0
55 歳～60 歳未満	0	0	1
60 歳～65 歳未満	0	1	1
合計	22	3	25

〈就労継続支援B型〉

年齢	男性	女性	合計
18 歳～20 歳未満	0	0	0
20 歳～25 歳未満	2	1	3
25 歳～30 歳未満	0	0	0
30 歳～35 歳未満	1	0	1
35 歳～40 歳未満	0	1	1
40 歳～45 歳未満	4	0	4
45 歳～50 歳未満	6	0	6
50 歳～55 歳未満	0	3	3
55 歳～60 歳未満	2	0	2
60 歳～65 歳未満	0	0	0
合計	15	5	20

(2) 障害支援区分

〈生活介護〉

区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
人数	0	0	0	7	9	9	25

〈就労継続支援B型〉

区分	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	その他	合計
人数	1	1	6	9	2	1	20

令和 2 年 4 月 1 日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

《生活介護》

①作業活動の目的

作業活動を通し施設利用者の社会参加と自己実現を図る。個々の利用者の特性に合わせた生産活動を提供し、「働くよろこび」を感じることが出来る支援を行なう。

就労継続支援B型との一体的な作業活動の提供により就労継続支援B型事業利用者との交流の中から、生活介護利用者の能力を最大限に引き出し、就労継続支援B型事業への活動移行を含め将来的に就労に向けての意欲の向上を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動
- 5) 就労継続支援B型事業所との連携した作業活動

③作業活動の支援形態

基本的な作業種は、以下の通りとする。

1) 受注作業

- ・ コンセント板箱詰め、ねじ計量、菓子箱作成 等
- ・ リサイクル(ネットワーク機器の解体・分別)

2) 自主生産

- ・ 農園芸：椎茸・野菜栽培、薪製品加工、除草作業 等
- ・ 食品加工
- ・ 縫製
- ・ アルミ缶リサイクル事業

但し、個々の障害状況により種目は検討することとする。

④作業収益金

作業活動に係わる事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

《就労継続支援B型》

①生産活動の目的

利用者それぞれの社会参加と自己実現に繋がるように配慮して取り組むものとし、支援にあたっては出来るだけ多くの情報提供を心がけ本人の選択・決定を重んじながら活動が個々の社会生活に繋がるようにし、ひいては就労意欲に繋がるように支援する。また、生活介護事業所との一体的な取り組みによる共同作業及び共同受注などに取り組む。

②生産活動の基本方針

- 1) 勤労に対する意識の向上

- 2)生産活動に対する意欲の向上と知識の習得
- 3)一般就労に向けた職能開発
- 4)施設外支援への積極的な取り組み
- 5)工賃の支払いについては別に定める工賃規程及び工賃規程細則に基づいて行なう。
- 6)施設外就労への積極的な取り組み
- 7)生活介護との連携をした作業活動

③生産活動の支援形態

基本的な作業種は、以下の通りとする。

- 1)受注作業(粉の小分け、組み立てと封入、分別 等)
- 2)自主生産(菓子製造 等)
- 3)施設外就労
- 4)木製粗大ごみ等リユース事業

(2)生活活動領域

①目的

日常生活を確実に維持しつつ、様々な場面で本人の関心を中心として体験を広げることのできる活動とする。この支援にあたっても、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1)利用者個々の主体的意志や状態に応じたプログラムの用意。
- 2)生活技能の獲得を中心としない。

③支援

- 1)基本的生活領域（食事、排泄、更衣、入浴等）
- 2)日常生活領域（料理、洗濯、掃除、宿泊体験等）
- 3)社会的領域（公共機関の利用、旅行、金銭等）
- 4)これからの生活活動を利用者が、より豊かに生活できるようにするための支援を心がけ、その都度の形態を検討していく。
(支援の中で生活技能獲得が中心とならないよう注意する。)

(3)文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心を持てるよう支援する。

②方針

- 1)本人らしさを尊重し、内容やその方法を工夫する。
- 2)収益性を目的とした工芸や、織物等は含まない。

③支援

- 1)音楽（カラオケ等）
- 2)美術工芸（絵画、オブジェ等）
- 3)創作（アイロンビーズ、手芸等）
- 4)鑑賞（映画・芸術等）

(4) 健康・運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 個々の主体的意見や状態に応じた支援を心がける。
- 2) 集団にとらわれない。

③支援

- 1) 室内での体操など
- 2) 機能的リハビリテーション

(5) 食事

①目的

適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、支援を心がける。
- 2) 「おいしく、楽しめる食事」を提供出来るよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に対する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信
- 5) 給食試食会及び見学会の開催

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、その必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30 分まで 1,000 円 それ以降 30 分毎に 1,000 円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援機関と連携を図り本人支援のための

サービスが創造できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

4) 実施方法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。

昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

（1）目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行ない、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行なうことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行なう。

（2）方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

（3）内容

①防災委員会の設置・開催（年 6 回）

②避難誘導訓練 毎月 1 回

③救助訓練（避難誘導訓練に取り入れる）年 2 回

④消火訓練（消防機関への依頼・職員対象）年 2 回

⑤体験訓練（起震車・映画・講和等）年 1 回

（4）年間予定

避難誘導訓練	:	毎月
消火訓練	:	年 2 回
救助訓練・体験訓練	:	年 2 回

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ②受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行なう。
- ③社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①体罰・虐待対策委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ②事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

利用者の生活の基盤を家族（家庭）と考え、尊重すると共に、その地域生活全般を視野に入れた支援をする。

(2) 内容

- ①施設での活動・支援プログラム等、利用者の日常生活に関わる情報を本人及び家族にわかりやすく伝える。
- ②家庭支援（レスパイトサービス）に関わるサービスについての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画作成や変更時に、本人及び家族に現状の説明と作成・変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援の場面において家庭のライフスタイルを尊重し、それぞれにあったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常の出来得る活動を通じて、地域の人々へはたらきかけることにより、施設利用者の円滑な地域生活の実現を目指すこ

とを目的とする。

(2) 内容

- ①啓発活動としての広報の発行
- ②作品等の展示即売の案内を行なう
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行なう
- ④利用者の活動の社会化を図る
- ⑤近隣地域行事への参加
- ⑥地域住民への必要に応じた可能な限りの設備や場所の開放

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福社会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行なう。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行ない、ボランティア育成を行なう。
- ③イベントは各施設単独で行うのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行なう。
また、学生を主体に行なうので、基本的には休日に行なうこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する

- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるように指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

（１）目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成を目指す。また、一部研修の企画・運営に対して組織的に取り組み、今後の人材育成に対する意識の醸成と具体的体系づくりを図る。

実施する研修の形態については組織横断的なものを中心とし、多くの価値観や発想に触れる交流の中で、職員間のつながりと福祉専門職の基盤強化を目指す。

（２）内容

①施設内研修

- １）職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- ２）OJT および職員研修担当によるスーパービジョン
- ３）合同研修

合同研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
４ 月	新任職員研修（１）	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員
４ 月 10 日	スキルアップ研修 障害支援区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ	希望者
４ 月 24 日 ５ 月 22 日	専門性の深化と職員 のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会

6月19日	福祉のいままでとこれから（仮）	シンポジウム シンポジスト：施設長 コーディネーター：施設長補佐	全体会
7月3日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点等を学ぶ	実習指導者 及び実習指導者 を目指す者
11月20日 12月11日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
1月22日	障害福祉と地域共生社会（仮）	シンポジウム シンポジスト：施設長補佐 コーディネーター：研修担当	全体会
3月	新任職員研修（2）	1年間の振り返り（スーパービジョン）	新任職員研修

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場として行う。
その他研修は参加人数等に応じて会場を決定する。
3. 「事例検討会」については、1 事例について 2 回の検討会を実施する。
4. 6 月に実施する全体会については管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1 月に実施する全体会については施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は、4 月及び 3 月にそれぞれ実施する。

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

12. 職員会議

施設の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営及び個々の必要な支援についての共通理解を得るため、定期的又は必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

施設利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた日中活動全般の個別の支援計画を作成し、利用者の支援活動を行う。ただし、利用者の活動内容によっては柔軟に対応する。

(1) 作業活動

- ①自主生産活動（縫製・園芸・農耕・椎茸・食品加工・菓子製造・米、雑穀等を利用した新製品の開発）
- ②受注活動（計量・袋詰め・食玩の組み立て・クーポン貼り・粉の小分け・紙袋の製作・箱折り）
- ③就労支援（作業所内活動・企業実習・施設外就労）（就労継続支援B型）

(2) 文化活動

- ①美術工芸（アイロンビーズ）（生活介護）
- ②音楽（カラオケ）（生活介護）
- ③暑気払い、忘年会（就労継続支援B型）

(3) 健康運動活動

- ①ラジオ体操（生活介護）
- ②ウォーキング

(4) 生活活動

- ①余暇活動

14. 日課

生活介護

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 8 : 4 0	職員打合せ
8 : 4 0 ~ 9 : 3 0	利用者登園・更衣
9 : 3 0 ~ 1 1 : 5 0	ミーティング・作業活動 (休憩等は各活動で適宜取る)
1 1 : 5 0 ~ 1 3 : 0 0	昼食
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 5 0	作業活動 (清掃・更衣等を含み、休憩は各活動で適宜取る)
1 5 : 4 0	降園 (状況に応じた柔軟な対応)

就労継続支援B型

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 9 : 1 5	利用者登園・更衣
9 : 1 5 ~ 9 : 2 5	打 合 せ
9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0	作 業
1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5	休 憩
1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0	作 業
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	昼 食
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	作 業
1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5	休 憩

14:45～16:00 16:00～16:20 16:30	作業 更衣(清掃を含む) 降園
-------------------------------------	-----------------------

15. 年間行事予定表（生活介護・就継B）

月	行事関係	バザー関係	保健衛生
4月		福祉ショップ	身体測定
5月		福祉ショップ	検便・検尿
6月		金ヶ作まつり 福祉ショップ ふれあい広場 (常盤平団地地区社協)	内科検診 精神科検診 胸部レントゲン
7月			
8月	夏期休暇 8/13～15		
9月	一泊旅行(生活介護) 一泊旅行(就労継続支援B型) ソフトボール大会		
10月		小金地区社協バザー	精神科検診
11月	わかばフェスティバル(11/14)	障害者の日記念バザー ふれあい広場 常盤平地区社協バザー	インフルエンザ 予防接種
12月	年末年始休暇 12/29～1/3	福祉ショップ 障害者週間PRバザー	
1月			
2月		福祉ショップ 手をつなぐ作品展	内科検診
3月	日帰り旅行(就継B)	福祉ショップ	

* 奇数月の第四水曜日 午後 あざみ会（家族会）

令和 2 年度

ここらぼ まつさと支援事業計画(案)

目 次

1. 施設運営の指針.....	3
2. 利用者状況	4
3. 日中活動支援.....	4
4. 防災計画	8
5. 苦情解決について.....	8
6. サービス向上について.....	9
7. 家族との関係.....	9
8. 地域との交流.....	9
9. ボランティア育成.....	9
10. 実習生（支援者）の受け入れ.....	10
11. 職員研修	11
12. 職員会議	12
13. 在宅者・離職者就労継続支援事業.....	12
14. 事業所日課表	13
15. 年間行事予定表.....	14

1. 施設運営の指針

ここらば まつさとでは、近年、作業活動の充実と利用者の工賃向上を目指し、他事業所との共同・連携した取り組みを含め、様々な活動を展開して参りました。その結果として、現在、作業種及び作業量は拡大・安定し、利用者の特性に応じた活動を提供しつつ、平均月額工賃は 20,000 円を超えた状態を維持しています。

工賃とは、障害のある人たちの社会経済活動への取り組みを示す一つの指標であり、工賃向上のための取り組みは就労継続支援B型事業所としての使命であるとともに、重要な課題であります。地域において利用者が自立した社会生活を営むためにも、月額工賃 30,000 円の早期実現を目指していきます。

一方、利用者においては、加齢による身体状況や家庭（家族）状況に変化が生じていることから、個々の状況に配慮した働き方の柔軟な変更や活動の整理・検討、安定した生活のための基盤調整等、工賃向上のみならずその他必要性に即した支援を展開していく必要があると考えます。

利用者の置かれている状況の変化を捉え、「働きがい・やりがいの確保」と「工賃支払い原資の確保」のバランスを見極めながら、現状の作業種に縛られず、新たな工賃向上策を検討・取り入れる等、先を見据えた支援に取り組んで参ります。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個々人の必要性に応じた支援・配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人を中心に、家族・行政・地域・関係機関との連携を行い、利用者の地域生活の支援体制構築、深化を目指します。
- ③ 職員は組織としてのチームワークを大切に、利用される方々の生活を誠実に、責任をもって支えています。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行います。
- ⑤ 地域で暮らしている方々に対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 地域の行政や福祉サービス事業所と連携し、地域福祉の推進に寄与していきます。
- ⑦ 利用者の社会的自立を促進するため、一人ひとりが主体的に取り組むことができる作業活動を安定的・継続的に提供していきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男	女	計
18 歳～20 歳未満	1	0	1
20 歳～25 歳未満	2	1	3
25 歳～30 歳未満	1	0	1
30 歳～35 歳未満	1	0	1
35 歳～40 歳未満	0	0	0
40 歳～45 歳未満	4	1	5
45 歳～50 歳未満	10	0	10
50 歳～55 歳未満	2	0	2
55 歳～60 歳未満	1	0	1
60 歳～65 歳未満	0	0	0
65 歳以上	0	1	1
合 計	22	3	25

(2)

障害支援区分

区 分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	その他	合計
人 数	1	2	5	9	3	2	3	25

令和 2 年 4 月 1 日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

事業所で提供される作業活動は、利用者の社会参加と自己実現を図るために行われる活動であり、それらは社会的に結びつく生産性があるもの、もしくは後に社会的に結びつけられるものでなければならない。

また、支援にあたってはできる限り多くの情報提供を心がけ、本人の選択と決定を重んじるとともに、作業活動が社会生活に繋がるよう支援を行う。

②作業活動の基本方針

- 1) 勤労に対する意識の向上
- 2) 生産活動に対する意欲の向上と知識の習得
- 3) 職業能力開発
- 4) 積極的な施設外活動(施設外就労・施設外支援)への取り組み

③社会的生産活動

受注作業では生産性を重視した作業活動を行うとともに、企業との連携をより深めることで作業活動を社会一般における生産事業に近づけていく。それに伴い、作業環境と体制を整えることによる工賃収入の向上を目指す。

自主生産では、生産販売計画を立て実施する。具体的には生産性の向上と販路の拡大に重点を置き、積極的な設備投資を行うなど自主生産作業の充実に努める。さらに、自主生産品などの販売活動を通して社会参加に対する意識を養えるよう支援する。

所外での施設外請負作業(施設外就労・施設外支援含む)では、企業や協働施設との連携を重視しながら、所内活動では味わえない緊張感や達成感を得る機会のある場として位置づける。作業実習(援護就労実習など)については、障害者就労・生活支援センター、企業との連携の中で積極的に実施する。

④受注作業(契約企業)

1) (株) A C M

塩加工・浄水器研磨・セラミックス乾燥袋詰め等

2) (株) アーニング

クリスマス、バレンタイン商品の袋詰め等

3) (株) リーテム

小型家電の解体・分別

4) (株) リハーツ

給湯器の解体・分別

5) 松戸市

給食残渣リサイクル

6) 大和紙工

仕切り折

⑤自主生産

1) 作作かきもち・あられ

生産・販売・新商品開発・バザー販売・委託販売

委託販売先

千葉県障害者就労事業振興センター(千葉寺店・県庁店)・ぶるーむ

2) E M ボカシ

生産・販売・バザー販売・委託販売

委託販売先

真澄屋・クランデール

3) 米の販売

提携農家から米を仕入れ、定期購入者と注文者への配達

⑥施設外就労

1) 除草作業(松戸市福祉医療センター東松戸病院、松戸市健康福祉会館、リンガーハット)

2) 工場内作業

3) 病院内作業(松戸市福祉医療センター東松戸病院洗濯業務)

4) 清掃作業(時間貸駐車場敷地内清掃、アパート敷地内清掃)

⑦売店運営

松戸市福祉医療センター東松戸病院内売店の運営

⑧工賃の支払い

工賃規程に沿って適宜行う。

⑨職場実習及び就労支援(就労後支援)

1) 就労に向けての意欲向上を図るため、職場見学や実習の機会を多く提供することで社会一般の営みを経験する。

2) 実習開始にあたっては、その目的を明確に伝えて理解した上で行う。

3) 実習先は職員と共に積極的にかつ慎重に開拓し、本人の希望と適正を考慮したうえで自力通勤が可能な範囲で選択する。

4) 期間と時間は、本人・家族・実習先との話し合いの元で決定する。原則として、体験実習は2週間、就労前実習は3ヶ月以内とする。

5) 実習中の事故については、個人加入の損害保険で対応する。

6) 必要事項については事業所を通して本人と企業が実習契約を交わし、その内容に基づいて対応する。

7) 事業所は各関係機関との連携を図り、利用者の就労に向けて企業と実習先の開拓に努める。

8) 就労が決まり退所した利用者については、定期的に企業担当者との連絡や訪問を行うことで本人の様子を継続的に把握していくために、就労センターへの登録も含め、就労先と本人に対する適切な支援を継続して行う。

(2) 社会生活活動領域

①目的

日常生活を確実に維持しながら、様々な場面を楽しみ行動を広げる活動とする。

②方針

1) 生活技能学習を中心とせず、本人のペースを大切にする

2) 利用者個々の主体的意見や状態に応じたプログラムの提供

③支援

日常生活に意欲と変化を与え、各種の活動を通して人間関係と社会性の向上を図る。さらに、活動の提供により、利用者が社会生活における自発的な行動のきっかけとなるよう配慮したうえで支援に繋げる。

また、これらの活動時期や時間については特に定めず、利用者の要望を中心として企画と実施を行うようにする。

1) 一泊旅行

2) 日帰り旅行

3) 暑気払い・忘年会

(3) 健康活動領域

①目的

心身の健康を維持向上できるような活動の提供と支援。

②方針

個々の意見や希望に応じた支援を行う。

③支援

医療機関との連携。健康診断の実施。

(4) 食事

①目的

適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

個々の健康状態を把握し支援する。

③内容

- 1) 食生活の相談
- 2) 食生活に関する情報の発信

(5) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や障害特性上、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30分まで 1,000円 それ以降 30分毎に 1,000円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援期間と連携を図り本人支援のためのサービスが提供できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービスの受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行う。

昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練をすることを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画書としてこれを定める。

(3) 内容

- ① 防災委員会開催 年 6 回
- ② 避難誘導訓練 毎月 1 回
- ③ 救助訓練(避難誘導訓練にとりいれる) 年 2 回
- ④ 消火訓練(消防機関へ依頼・職員対象) 年 2 回
- ⑤ 体験訓練(起震車・映画・講話等) 年 1 回

(4) 年間予定

避難誘導訓練 : 毎月
消火訓練 : 7 月、11 月
救助訓練・体験訓練 : 9 月、3 月

5. 苦情解決について

(1) 目的

施設サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情解決受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行う。
- ③ 社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規程に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③ 施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

利用者の家族（家庭）を地域生活の基盤として捉える。利用者が円滑な地域生活を送るために、当事者の障害の様態等について正しく客観的に理解・受容してもらうとともに、施設が行う利用者への支援に対する理解・協力を促すとともに、支援協力関係の構築を図る。

(2) 内容

- ① 定期的な個人面談の実施とともに、事業所での活動・支援などの内容を本人及び家族に分かりやすく伝え、理解してもらう。
- ② 活動・支援内容の変更・結果については、必ず本人及び家族に報告する。

8. 地域との交流

(1) 目的

日常の活動等を通じて地域の人々へ働きかけることにより、地域と当事業所の結びつきを強化するとともに、その関わりを通して施設利用者の地域生活の実現を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 施設内見学・施設内行事への参加の案内を積極的に行う。
- ② 製品等の展示・即売の案内を行う。
- ③ 利用者の活動の社会化を図る。
- ④ 地域住民への必要に応じた可能な限りの設備や場所の開放。
- ⑤ 近隣地域行事へ積極的に参加する。

・ 9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に

啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行なう。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行ない、ボランティア育成を行なう。
- ③イベントは各施設単独で行うのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行なう。
また、学生を主体に行なうので、基本的には休日に行なうこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成を目指す。また、一部研修の企画・運営に対して組織的に取り組み、今後の人材育成に対する意識の醸成と具体的体系づくりを図る。

実施する研修の形態については組織横断的なものを中心とし、多くの価値観や発想に触れる交流の中で、職員間のつながりと福祉専門職の基盤強化を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJT および職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 合同研修

合同研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害支援区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会
6 月 19 日	福祉のいままでとこれから (仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター : 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点等を学ぶ	実習指導者 及び実習指導者を 目指す者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例をとおして他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする	全体会

1 月 22 日	障害福祉と地域共生 社会（仮）	シンポジウム シンポジスト：施設長補佐 コーディネーター：研修担当	全体会
3 月	新任職員研修（2）	1 年間の振り返り（スーパービジョン）	新任職員研修

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場として行う。
その他研修は参加人数等に応じて会場を決定する。
3. 「事例検討会」については、1 事例について 2 回の検討会を実施する。
4. 6 月に実施する全体会については管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1 月に実施する全体会については施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は、4 月及び 3 月にそれぞれ実施する。

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

12. 職員会議

（1）目的

施設の役割を実現し職員の総力を集結してその実を上げるため、施設運営及び利用者への支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じて職員会議を開く。

（2）内容

- ① ケース会議
- ② 生産会議

13. 在宅者・離職者就労継続支援事業

（1）目的

就労継続支援事業に準ずる活動を計画的に提供し、社会生活習慣の持続と就労の意欲向上を図ることにより、就職及び再就職へ結びつけることを目的とする。

(2) 対象

松戸市内在住の在宅及び、離職した知的障害者。

(3) 時間

事業所利用者の活動時間に準ずる。

(4) 実施方法

事業所内の活動においては、労働習慣や就業意欲を失うことなく再就職につなげられるように配慮し、個別支援計画に基づいて行う。

14. 事業所日課表

時 間	内 容
8 : 3 0	登 所
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0	体操・打ち合わせ
9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	作 業
1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5	休 憩
1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0	作 業
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	休 憩
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	作 業
1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5	休 憩
1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 4 0	作 業
1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0	清 掃
1 6 : 0 0 ~ 1 6 : 2 0	運 動
1 6 : 2 0 ~ 1 6 : 3 0	着 替 え
1 6 : 3 0	降 所

15. 年間行事予定表

月	行事関係	バザー関係	保健衛生	親睦会
4月	新利用者歓迎式4/6 3月分工賃支給日4/10	ふれあい広場		
5月	4月分工賃支給日5/8	福祉ショップ		
6月	5月分工賃支給日6/10	福祉ショップ	内科健診 胸部X線	
7月	6月分工賃支給日7/10			
8月	7月分工賃支給日8/7 夏期休業(8/13～15) 第二わかば園納涼祭8/29			暑気払い
9月	8月分工賃支給日9/10 一泊旅行 賞与支払予定 ソフトボール大会9/11～12 小金わかば苑秋祭り9/26			
10月	9月分工賃支給日10/9	小金地区社協バザー	精神科健診	
11月	10月分工賃支給日11/10 わかばフェスティバル11/14	障害者の日バザー まつど大農業まつり 常盤平地区社協バザー		
12月	11月分工賃支給日12/10 年末年始休暇12/29～1/3	障害者週間PRバザー 福祉ショップ	内科健診	忘年会
1月	12月分工賃支給日1/8			
2月	1月分工賃支給日2/10 日帰り旅行	手をつなぐ作品展 福祉ショップ		
3月	2月分工賃支給日3/10 賞与支払予定	福祉ショップ		

令和2年度

あおば支援事業計画（案）

共同生活住居

あおば五香

あおば八柱

あおば金ヶ作

あおば六実A棟

あおば六実B棟

目 次

1. 施設運営の指針	1
2. 利用者状況	2
3. 生活支援.....	2
(1) 目的.....	2
(2) 基本的方針.....	2
4. 防災計画.....	3
(1) 目的.....	3
5. サービス向上について	3
(1) 目的.....	3
(2) 内容.....	3
6. 家族との関係.....	3
(1) 目的.....	3
(2) 内容.....	3
7. 地域との交流.....	3
(1) 目的.....	3
8. 職員研修.....	4
(1) 目的.....	4
(2) 内容.....	4
9. 職員会議.....	5
10. 支援形態	5
11. 日課	5

1. 施設運営の指針

あおばは、本年10月に開所予定の共同生活住居あおば六実A棟(定員10名)、B棟(定員10名)を開所予定です。あおば五香(定員8名)、あおば八柱(定員6名)あおば金ヶ作(定員5名)、合わせて定員39名になりますが、現在入居されている方、入居を希望されている方を合わせて障害支援区分5、6の方が8割強占めております。当法人の生活介護事業所が障害支援区分の平均が5を超えていることを考えると当然のことではありますが、今後ますます障害の重い方の地域での暮らしを支えていかなければならないと考えております。

そこで、4月より現在の包括型から、日中においても支援が可能等、より手厚い支援を目指し日中サービス支援型に変更してスタートし、10月の開所に向け準備していききたいと思います。

また、昨年同様に、入居者が地域社会の中で、「普通の暮らし」を営めるように、個々の生活スタイルを把握すると共に、生活を構成するそれぞれの場面をわかりやすく繋げ、地域の一員としての責任を果たせるよう支援を行えるよう、各職員間の情報共有と意思統一、さらに関係機関との連携を重視して利用者の方の生活の質の向上に努めてまいります。

そして、積極的に研修に参加し、職員のスキルアップを図り、入居者にとってあおばが生活の基盤となるよう、それぞれの意思に基づいた生活を実現し、入居者個々の思いを尊重した支援を行い、安心・安全でかつ快適な場所となるよう努力していくことを目的にしていきます。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任を持って支えて行きます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供して行きます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たして行きます。

2. 利用者状況

①性別・年齢構成

住居	あおば五香		あおば八柱		あおば金ケ作		あおば六実A棟		あおば六実B棟		合計
性別 年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
18 歳～20 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳～25 歳未満	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
25 歳～30 歳未満	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
30 歳～35 歳未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
35 歳～40 歳未満	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
40 歳～	8	0	4	0	3	0	8	0	0	10	33
合計	8	0	6	0	5	0	10	0	0	10	39
	8		6		5		10		10		

②障害支援区分

	区分1					区分2					区分3					区分4					区分5					区分6					合計
	五香	八柱	金ケ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ケ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ケ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ケ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ケ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ケ作	六実A	六実B	
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	2	2	2	0	4	4	2	8	0	29
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10
	0					0					3					4					8					24					39

令和2年4月1日見込
(あおば六実A棟・B棟については令和2年10月1日見込み)

3. 生活支援

(1) 目的

利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況や置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の援助や入浴、排泄、食事等の介護を適切かつ効果的に行う。

(2) 基本の方針

- ① 生活リズムと情緒の安定。
- ② 利用者にとって有益となる正しく豊富な情報の提供。
- ③ できる限り、自己決定に基づいた生活が送れるよう支援する。
- ④ 主体的に生活する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

① 方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

② 内容

- 1) 総合訓練 (消火・通報・避難誘導を連携して行う) 年 1 回
- 2) 部分訓練 (消火・通報・避難誘導を個別に行う) 年 2 回

③ 年間予定表

総合訓練 (消火・通報・避難誘導を連携して行う) : 6 月
部分訓練 (消火・通報・避難誘導を個別に行う) : 9 月、 3 月

5. サービス向上について

(1) 目的

施設のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待対策委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。

6. 家族との関係

(1) 目的

事業所として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行う。

(2) 内容

- ① 事業所との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ② 個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ③ 支援場面において、他の利用者との関係性に配慮しながら、家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

7. 地域との交流

(1) 目的

グループホームに居住していても地域社会の一員として利用者が意識できるよう、地域福祉の増進に努める。内容

- ① 地域行事等への参加。
- ② 利用者の活動の社会化を図る。

8. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点等に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業所間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

① 施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJT および職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 合同研修

年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新人研修(1)	松里福祉会における規則・規程や福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ。	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害程度区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ。	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例を通して他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
6 月 19 日	福祉の今までとこれから(仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター : 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点を学ぶ。	実習指導者及び実習指導者を目指す者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例を通して他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
1 月 22 日	障害福祉と地域共生社会(仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長補佐 コーディネーター : 研修担当	全体会
3 月	新任研修(2)	1年間の振り返り(スーパービジョン)	新任職員

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場としてで行う
3. 「事例検討会」については、1 事例 2 回の検討会を実施する。
4. 6 月に実施する全体会については、管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1 月に実施する全体会については、施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は 4 月及び 3 月にそれぞれ実施する。

② 施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③ 人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

9. 職員会議

事業所の使命を実現し、職員の総力を結集して、その実を上げるため、事業所運営及び、個々の必要な支援についての共通理解を得るため、定期的または、必要に応じて随時職員会議を開く。

10. 支援形態

利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた共同生活全般の個別の支援プログラムを作成し、利用者の生活支援を行う。ただし、利用者の状況、状態によっては柔軟に対応する。

- ① 自立生活に向けた支援
- ② 地域との交流
- ③ 余暇支援

11. 日課

時 間	内 容
7 : 0 0 ~ 8 : 3 0	起床・朝食・身支度
8 : 3 0 ~ 9 : 0 0	通所施設へ通勤
1 6 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	帰宅
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	自由時間・入浴
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	夕食・自由時間
1 9 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0	自由時間・入浴・就寝準備
2 3 : 0 0 ~	就寝

令和2年度

短期入所事業計画(案)

ふたば五香・ふたば小金・ふたば八柱・ふたば六実

目 次

1. 施設運営の指針	- 1 -
2. 利用者状況	- 2 -
(1) ふたば五香(定員 4 名)	- 2 -
(2) ふたば小金(定員 2 名)	- 2 -
(3) ふたば八柱(定員 1 名)	- 2 -
3. 事業内容.....	- 3 -
(1) 食事の提供	- 3 -
(2) 排泄.....	- 3 -
(3) 送迎.....	- 3 -
(4) 生活に関する相談・支援	- 3 -
(5) 健康管理	- 3 -
(6) 日中活動事業所等との連絡調整.....	- 3 -
(7) 利用者に対する緊急時の対応	- 3 -
4. 防災計画.....	- 3 -
(1) 目的.....	- 3 -
(2) 方法.....	- 3 -
(3) 内容.....	- 3 -
(4) 年間予定表	- 4 -
5. 苦情解決について.....	- 4 -
(1) 目的.....	- 4 -
(2) 内容.....	- 4 -
6. サービス向上について.....	- 4 -
(1) 目的.....	- 4 -
(2) 内容.....	- 4 -
7. 職員研修.....	- 4 -
(1) 目的.....	- 4 -
(2) 内容.....	- 4 -
8. 日課	- 6 -

1. 施設運営の指針

開所以来、短期入所の利用経験が少ない法人内の施設利用者の方に、通い慣れた法人内の各施設において短期入所サービスを利用することができる単独型短期入所の利点を生かした体験的な利用も含め、在宅で障害のある利用者の支援を行う方の疾病や支援疲れ、その他の理由により、一時的に施設の利用が必要な障害のある方に対して、入浴・排泄・食事等の支援や日常生活の支援を行い、個々のニーズに合った安全・安心で適切なサービスを提供してきました。

令和2年度も、引き続き、法人内の施設利用者の体験的な利用も進めていきながら、各施設の日中一時支援と一体的に、平日の営業日以外の日中での活動の場の確保をし、法人外部の方の受け入れを進めていきたいと思ひます。

また、10月には、ふたば六実（定員3名）が、共同生活住居あおば六実に併設して開所します。ふたば八柱とともに、グループホームに併設しているという利点を生かして、グループホームの生活を体験できる場としての活用を視野に入れ、緊急時の受け入れとともに進めいきたいと思ひます。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任を持って支えて行きます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供して行きます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たして行きます。

2. 利用者状況

(1) ふたば五香(定員4名)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	男性	30	35	35	41	45	34	44	40	46	44	46	30	470
	女性	14	16	38	22	16	20	12	8	15	25	22	31	239
5	男性	5	12	16	18	16	20	28	26	30	20	28	16	235
	女性	4	6	12	8	4	10	4	2	3	13	7	4	77
4	男性	6	6	10	16	10	13	12	16	8	12	10	14	133
	女性	2	2	6	0	2	2	6	2	0	0	2	2	26
3	男性	0	0	0	2	2	2	2	8	0	2	0	0	18
	女性	0	0	4	4	4	0	4	6	0	0	0	4	26
2	男性	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	8
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		61	77	121	111	101	103	114	110	102	116	115	101	1,232

(2) ふたば小金(定員2名)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	男性	2	4	2	4	0	4	2	6	2	2	2	4	34
	女性	8	10	6	2	0	2	2	6	0	0	6	2	44
5	男性	0	2	3	2	0	2	0	2	0	0	3	2	16
	女性	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
4	男性	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
	女性	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
3	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	男性	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	8
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		12	26	11	10	2	10	4	14	4	2	11	10	116

(3) ふたば八柱(定員1名)

区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
6	男性	12	11	0	6	5	4	5	0	4	3	4	4	58
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	男性	21	19	12	10	19	14	14	10	8	10	8	8	153
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	男性	5	0	16	14	0	4	3	7	0	0	0	0	49
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		38	30	28	30	24	22	22	17	12	13	12	12	260

(4) ふたば六実(定員3名)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	男性						5	24	25	20	25	10	109
	女性						5	15	10	14	15	15	74
5	男性						14	10	18	15	28	28	113
	女性						4	5	5	10	5	20	49
4	男性						5	14	10	16	0	0	45
	女性						0	0	0	0	0	0	0
3	男性						0	0	0	0	0	0	0
	女性						0	0	0	0	0	0	0
2	男性						0	0	0	0	0	0	0
	女性						0	0	0	0	0	0	0
合計							33	68	68	75	73	73	390

令和2年4月1日見込

3. 事業内容

(1) 食事の提供

利用者の健康面を考慮した食事。栄養バランスのとれた食事を提供する。

(2) 排泄

利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。

(3) 送迎

日中活動事業所と連携を取り、利用者・家族の意向に沿ったサービスを提供する。利用者・家族に安心してサービスを利用いただくために安全には十分配慮して事故防止に努める。

(4) 生活に関する相談・支援

利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、支援を行う。

(5) 健康管理

利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所等、医療機関との連携のもと、健康保持に努める。

(6) 日中活動事業所等との連絡調整

利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。

(7) 利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応。家族、関係機関との連絡調整を行う。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

(3) 内容

① 避難誘導訓練年 2 回

② 救助訓練(避難誘導訓練にとり入れる)年 2 回

③ 消火訓練(消防機関へ依頼・職員対象)年 2 回

(4) 年間予定表

避難誘導訓練	: 9月・3月
消火訓練	: 9月、3月
救助訓練	: 3月

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情処理解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行う。
- ③ 社会福祉法人松里福祉会の苦情解決の仕組み、運営要綱に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

施設のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待対策委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。

7. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点等に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業所間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

① 施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJT、及び職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 合同研修

年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新人研修(1)	松里福祉会における規則・規程や福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ。	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害程度区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ。	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員の つながりの強化	事例検討会 事例を通して他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
6 月 19 日	福祉の今までとこれから(仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター : 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点を学ぶ。	実習指導者 及び実習指導者 を目指す者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員の つながりの強化	事例検討会 事例を通して他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
1 月 22 日	障害福祉と地域共生社会(仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長補佐 コーディネーター : 研修担当	全体会
3 月	新任研修(2)	1 年間の振り返り(スーパービジョン)	新任職員

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場としてで行う
3. 「事例検討会」については、1 事例 2 回の検討会を実施する。
4. 6 月に実施する全体会については、管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1 月に実施する全体会については、施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は 4 月及び 3 月にそれぞれ実施する。

② 施設外研修

- 1) 各種主催の研修会への参加
- 2) 研修報告会

③ 人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

8. 日課

時 間	内 容
1 日 目	
1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	入所
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	自由時間・入浴
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	夕食・自由時間
1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	自由時間・入浴・就寝準備
2 2 : 0 0 ~	就寝
2 日 目	
7 : 0 0 ~ 8 : 3 0	起床・朝食・身支度
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0	通所施設へ通所

令和 2 年度
エール事業計画(案)

目次

1. 事業運営の指針	2
2. 特定相談支援事業	2
(1) 事業概要	2
(2) 対象者	2
(3) 内容	2
3. 障害児相談支援事業	3
(1) 事業概要	3
(2) 対象者	3
(3) 内容	3
4. 松戸市からの委託事業	3
(1) 事業名称	3
(2) 事業の目的	3
(3) 事業内容	3
(4) 契約期間等	4
(5) 対象者	4
(6) 人員について	5
5. 苦情解決について	5
(1) 目的	5
(2) 内容	5
6. 相談支援専門員研修	5
(1) 目的	5
(2) 内容	5
7. 地域課題への取り組み	5
(1) 目的	5
(2) 内容	5
8. 職員研修	6
(1) 目的	6
(2) 内容	6

1. 事業運営の指針

相談支援センターエールは開設から5年になりました。その間、法人内の各施設利用者のみならず、外部の方からの計画相談の依頼もあり、順調に契約者の数が増加しております。

また、委託事業の松戸市相談支援事業（ハートオン相談室）についても、昨年度同様相談件数は増加しており、さらなる相談支援の機能強化が求められ、今後もその重要性は増していき、業務量は増加していくことになると考えられます

上記のことから相談支援事業所の持つ役割は今後更に重要な物になっていく事を十分に理解しその基本理念に基づいて事業を進めていくこととします。

2. 特定相談支援事業

(1) 事業概要

- ① 計画相談支援
- ② 基本相談支援

(2) 対象者

- ① 計画相談については、障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障害者。
- ② 基本相談については、障害児（者）及びその保護者または介護者。

(3) 内容

① 計画相談支援

・ サービス利用支援

支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成する。

支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成をする。

・ 継続サービス利用支援

支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。（モニタリング）

② 計画相談支援契約者の状況

令和元年度(平成31年度)契約者数（累計）

契約者	小計	合計
成人	194 名	208 名
児童	14 名	

令和2年度契約予定者数

契約者	小計	合計
成人	17名	18名
児童	1名	

予定者数については現時点で予約の入っている人数のため、事業を進める中で変動する場合があります。

③ 基本相談支援

全ての障害児（者）及びその保護者または介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

3. 障害児相談支援事業

(1) 事業概要

障害児相談支援

(2) 対象者

障害児通所支援（児童福祉法）を利用するすべての障害児

(3) 内容

・ 障害児利用支援援助

支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成する。

支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、サービス等利用計画の作成をする。

・ 継続障害児利用支援援助

支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。（モニタリング）

・ サービス事業者等の連絡調整、支給決定または変更に係る申請の奨励

4. 松戸市からの委託事業

(1) 事業名称

松戸市障害者相談支援事業委託

(2) 事業の目的

障害のある人やその保護者、または障害のある人を介護する者などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 事業内容

① 相談業務

障害のある人やその保護者、または障害のある人を介護する者などからの

相談を受け付ける。

② 福祉サービスの情報提供や利用に関する助言

サービス提供事業所等の情報提供や利用に際し必要な手続きの援助などを行う。

③ セルフプランに関して

委託事業所の設置経緯から、原則としてサービス等利用計画につなげるが、どうしてもセルフプランを本人が希望する場合に限り支援する。

④ 社会資源の情報提供

障害者手帳を所持していることで利用できるサービス等の情報提供や手続きの支援を行う。

⑤ 各種講座の企画や事業所の紹介

生活力を高めるための講座等の企画や事業所の紹介を行う。

※障害の理解、家族・人間関係、健康管理、生活情報の活用など

⑥ 成年後見制度への支援

成年後見制度利用が必要な方への紹介など支援を行う。

⑦ 専門機関につなぐ

障害のある方等のニーズに応じ、身体障害者更生相談所、職業安定所、療育機関や保健所等専門機関の紹介を行う。

⑧ 相談支援専門員の初期研修対応

新規立ち上げや経験年数の少ない相談支援専門員に、障害特性などについて研修を実施する。

相談支援専門員からの初歩的な質問等を受け付け、場合によっては事業所へ赴き指導する。

基幹相談支援センター及びふれあい相談室で実施する相談支援専門員の研修に協力する。

⑨ 事業評価について

委託契約締結時に、令和2年度の事業計画を作成し、令和2年度の自立支援協議会等で委託内容の執行について評価を受ける。

⑩ その他

障害支援区分認定調査を実施。

サービス等利用計画の作成。

毎月1ヶ月分の一般相談件数を市に報告。

(4) 契約期間等

① 契約期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

② 窓口開設日 月～金 なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

③ 窓口開設時間 午前9時から午後5時まで

(5) 対象者

相談を必要とする障害のある人（主に知的障害者）・保護者・介護者等

(6) 人員について

① 専門職の配置

相談支援専門員であること。

② 人員数

原則として常勤専従で1名以上配置すること。(計画相談との兼務か)

※ただし、一般相談と計画相談は別の者が行うこと。

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた苦情に対し、苦情解決責任者が調整・改善を行う。
- ③ 苦情内容等の記録をし、保管する。

6. 相談支援専門員研修

(1) 目的

相談支援事業の基本理念を貫き、専門的知識と技術をもって事業に当たれるよう、各種研修会等を通じ自己啓発を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 関係機関各所で行われる研修会に参加する。
- ② 基幹相談支援センター主催の困難事例検討会に参加する。

7. 地域課題への取り組み

(1) 目的

制度に基づかない支援を必要とする人たちについて、解決の糸口となるよう情報収集や情報交換を行い、社会資源の発掘等に繋げられるようにすることを目的とする。

(2) 内容

- ① 松戸市が主催する指定相談支援事業者連絡協議会に参加し、市内の状況について確認をする。
- ② 松戸市自立支援協議会相談支援部会に参加し、地域課題の解決に向けて取り組む。

8. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点等に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業所間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

① 施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJT、及び職員研修担当によるスーパービジョン
- 3) 合同研修

年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月	新任研修(1)	松里福祉会における規則・規程や福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ。	新任職員
4 月 10 日	スキルアップ研修 障害程度区分認定調査におけるポイント	障害支援区分認定調査において利用者の支援状況等を正確に伝えることができるよう、調査項目及び調査員への伝達のポイントを学ぶ。	希望者
4 月 24 日 5 月 22 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例を通して他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
6 月 19 日	福祉の今までとこれから(仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長 コーディネーター : 施設長補佐	全体会
7 月 3 日	スキルアップ研修 実習指導者研修	実習指導におけるポイントや留意点を学ぶ。	実習指導者 及び実習指導者を目指す者
11 月 20 日 12 月 11 日	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会 事例を通して他者の価値観・支援の考え方に触れることにより、多角的視点・柔軟な発想を会得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
1 月 22 日	障害福祉と地域共生社会(仮)	シンポジウム シンポジスト : 施設長補佐 コーディネーター : 研修担当	全体会
3 月	新任研修(2)	1 年間の振り返り(スーパービジョン)	新任職員

【備 考】

1. 実施時間については各コマ 90 分を予定
2. 特別な事情が生じない限り、全体会は「第二わかば園」を会場としてで行う
3. 「事例検討会」については、1 事例 2 回の検討会を実施する。
4. 6 月に実施する全体会については、管理者をシンポジストとして実施する。
5. 1 月に実施する全体会については、施設長補佐をシンポジストとして実施する。
6. 新任職員研修は 4 月及び 3 月にそれぞれ実施する。

② 施設外研修

- 1) 各種主催の研修会への参加
- 2) 研修報告会

③ 人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。